

岩手県告示第 1157 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 26 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成 18 年 12 月 26 日

岩手県知事 増 田 寛 也

- 1 解除予定保安林の所在場所 釜石市浜町三丁目 390
- 2 保安林として指定された目的 水源のかん養
- 3 解除の理由 指定理由の消滅